# 令和5年11月西郷村農業委員会総会議事録

日時:令和5年11月15日(水)

午後1時30分

会場:西郷村文化センター大研修室

#### (会長挨拶)

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

#### (新規)

- (1) 議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について(事案第15号)
- (2) 議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第28号)
- (3)議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(事案第29号)
- (4) 議案第85号 土地改良(客土等)届出について(事案第2号)
- (5) 議案第86号 土地改良(客土等)届出について(事案第3号)
- (6) 議案第87号 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年 5月27日法律第56号)第5条に基づき、旧同法第18条第1項の 規定による農9地利用集積計画の決定について(事案第109号から 第114号までの6件)
- (7) 議案第88号 西郷村農業振興地域整備計画の変更について
- (8) 議案第89号 西郷村農業振興地域整備計画の変更について
- 5 報 告
  - (1) 報告第14号 5条許可の条件を履行したことの証明書発行について
  - (2) 報告第15号 5条許可の条件を履行したことの証明書発行について
- 6 協議事項
  - (1)協議第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書について
  - (2)協議第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書について
  - (3)協議第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書について

- 7 その他
- 8 閉 会

## 出席委員

- 12 圓 谷 光 良 委員(会長)
- 1 鈴 木 勝 晴 委員
- 3 髙 橋 正 人 委員
- 5 小 林 彰 委員
- 7 島 田 弘 美 委員
- 10 小 針 永 子 委員

- 11 遠 藤 知 志 委員(職務代理者)
  - 2 岩鍋國雄委員
  - 4 平山金二委員
  - 6 菊 地 由美子 委員
  - 9 真 舩 正 広 委員

## 農地利用最適化推進委員

- 1 大竹正樹委員
- 4 加藤 武委員
- 6 菊 地 愛 美 委員
- 8 徳 田 幸 夫 委員
- 10 相 川 仁 一 委員
- 12 嶋 名 恵 子 委員
- 14 村 上 久 紀 委員
- 16 真 舩 良 二 委員

- 2 近藤武男委員
- 5 安 治 章 一 委員
- 7 大 森 一 委員
- 9 藤 井 くに子 委員
- 11 今 井 修 一 委員
- 13 須藤好行委員
- 15 蛭 田 喜 一 委員

## 欠席委員

8 小山田 祐 一 委員

## 欠席推進委員

3 緑 川 浩 美 委員

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局 鈴木弘嗣

白 土 寛 典

蓮 見 美和樹

#### 午後 1時30分開会

### 会長挨拶

○事務局( ) 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これより農業委員会総会を執り行います。

初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

**〇会長(圓谷)** 皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。

季節も、昨日、おとといとすごく寒くて、 方面は雪がちらついたと。すぐそこまで白い物が来て、やはりこれから冬の準備に大変だと思いますが、どうか農業委員、推進委員の皆様には、体を十分に注意されて、今後とも開催をお願いします。今日の総会をこれから執り行いますが、何とぞよろしくお願いします。

今日は議案が8件、報告2件ほどございますが、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

#### 1 開会の宣告

**〇事務局**( ) 西郷村農業委員会会議規則第6条及び第16条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

## 2 定足数の確認

○議長(会長) それでは、議長という指名をいただきましたので、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

ただいまから、令和5年11月定例総会を行いますが、本日の欠席委員は、8番小山田祐一 委員が所用のため欠席という報告がありましたので、ご報告申し上げます。

なお、推進委員に関しましては、3番の緑川浩美推進委員が所要のため欠席というふうになっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それで、総会は成立といたします。よろしくお願いします。

#### 3 議事録署名人の選出

○議長(会長) それでは、議案に入る前に、議事録署名人の選出をしたいと思います。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名人ですが、9番眞舩正広委員、10番小針永子 委員にお願いをいたします。よろしくお願いします。

#### 4 議 事

○議長(会長) それでは、早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第82号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

- ○事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担 当推進委員12番嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。
- **○12番推進委員(嶋名)** 推進委員12番嶋名恵子ですが、議案第82号、農地法第3条第1項 の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年10月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、8ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする地目は畑、現 況も畑となっていますが、申請人が新規就農ということで、今後も継続的に利用が見込まれま す。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

以上、現地調査の結果の報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

**〇事務局**( ) 10ページご覧ください。

農地法第3条第1項の許可申請に関わる農業委員会意見としまして、農地法第3条第2項各 号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断します。

以上です。

○議長(会長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

同行されました鈴木勝晴委員、意見ありますか。

[「ございません」]

○議長(会長) ありがとうございます。

その他、ご意見等ございますか。

[「なし」]

○議長(会長) 異議なしという意見もあります。よろしいですか。

それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(会長) 委員全員賛成ということで、議案第82号は原案のとおり決定いたしました。 大変にありがとうございました。

## 6 協議事項

○議長(会長) それでは、次に、議案第83号「農地法第5条第1項の規定による許可申請 について」を議題といたします。

- ○事務局( ) 議長、議案第83号についてですが、関連する協議事項を先に承認していただく必要がございますので、まず、本日の日程第6の協議事項を先にお願いできればと思います。
- ○議長(会長) ただいま事務局より、協議事項を先にお願いしたいという発言がありました。 これを認め、先に議事日程の第6協議を議題といたします。

それでは、事務局よりのご説明をお願いします。

- ○事務局( ) (別紙議案書により説明)
- 〇議長(会長) ありがとうございました。

ただいまの協議事項について発言のある方は挙手を願います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長(会長) それでは、特に発言がないようですので、許可の取消しを認めることにします。

○議長(会長) 次に、協議第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書について」、事務局よりの説明をお願いします。

- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの協議事項について発言のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○議長(会長) 特に発言がないようですので、許可の取消しを認めることにします。

○議長(会長) 次に、協議第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出書について」、事務局よりの説明をお願いします。

- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの協議事項について発言のある方は挙手を願います。 特に発言がありませんか。

[発言する者なし]

○議長(会長) それでは、特に発言がないようですので、許可の取消しを認めることにします。

ありがとうございました。

#### 4 議 事

○議長(会長) それでは、よって議案第83号「農地法第5条第1項の規定による許可申請 について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ありがとうございました。

だいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員12番 嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

**○12番推進委員(嶋名)** 12番嶋名恵子ですが、議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年10月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、18ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、アパート建築用敷地としての転用ですが周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

以上、現地調査の結果のご告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

O事務局 ( ) 19ページをお開きください。

農地の区分、第2種農地。該当事項とした判断理由、街区形成内農地。

20ページ、ご覧ください。

都市計画区域の決定の有無、計画区域内。農業振興地域決定の有無、振興地域内。農用地区域決定の有無、農用地区域外。

以上のことから許可相当と判断しました。

○議長(会長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

異議、意見はございませんか。

同行されました鈴木勝晴委員。

[「ありません」]

○議長(会長) ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、採決をいたします。

決定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(会長) 全員賛成でありますので、議案第83号は原案のとおり決定いたしました。 ありがとうございました。 ○議長(会長) では、議案第84号を議題とします。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

- ○事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) だいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当 推進委員12番嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。
- **○12番推進委員(嶋名)** 12番嶋名恵子ですが、議案第84号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和5年10月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、28ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については、住宅用敷地としての転用ですが周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長(会長) ありがとうございました。

以上、現地調査の結果の報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

**〇事務局** ( ) 29ページ、ご覧ください。

農地の区分、第2種農地。該当事項とした判断理由、街区形成内農地。

30ページ、ご覧ください。

都市計画区域の決定の有無、計画区域内。農業振興地域決定の有無、振興地域内。農用地区域決定の有無、農用地区域外。

以上のことから許可相当と判断しました。

○議長(会長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

同行されました鈴木委員、ありますか。

[「ありません」]

○議長(会長) ありがとうございます。

その他、ご意見等ございますか。ありませんか。

[「なし」]

〇議長(会長) それでは、よろしいですか。

それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(会長) 全員賛成でありますので、議案第84号は原案のとおり決定いたしました。 ありがとうございました。

○議長(会長) それでは、次、議案第85号「土地改良行為(客土等)について」を議題といたします。

事務局よりの説明を願います。

- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にご意見はございませんか。

[「特になし」]

〇議長(会長) よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

「替成者举手〕

○議長(会長) 全員賛成でありますので、議案第85号は原案のとおり決定いたしました。 ありがとうござした。

- ○議長(会長) 次、議案第86号「土地改良行為(客土等)について」を議題といたします。 事務局よりの説明を願います。
- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にご意見等ございませんか。

〔「特になし」〕

○議長(会長) よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(会長) 全員賛成でありますので、議案第86号は原案のとおり決定いたしました。 ありがとうござした。

○議長(会長) 次に、議案第87号を議題といたします。議案第87号「農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) 以上、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にありませんか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長(会長) それでは、採決いたします。

議案第87号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

### [賛成者举手]

○議長(会長) 委員全員賛成でありますので、議案第87号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

○議長(会長) 次、議案第88号を議題といたします。議案第88号「西郷村農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

- ○事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

○1番農業委員(鈴木) 農業委員1番鈴木勝晴です。現地調査もちょっとしてきたんですけれども、これ見ると、上も下も田んぼ、ほかの人が耕作していると思われます。それに伴って、水路ないし管理をこの人がちゃんとこれからも未来永劫やってくれるのかまで。あと、この植林をしたということで、事務局から説明がありましたけれども、何でここだけ植林したのか。あとこれ客土をしてあります。何でこの高さまで客土をして、農業委員会でこれ許可を出したのか。

事務局で、山が崩れて、それを客土したと言っていたんだけれども、それだけの規模の量ではないと私は思います。これだけの面積を客土して植林すると、相当な日時がかかると思います。それを放置したというのもちょっと疑問に残ります。そういうことです。

- **〇議長(会長)** この件につきましては、事務局より、局長、説明を願います。
- ○事務局長(鈴木) この案件に関しましては、昨年度、まず、所有者の方が、非農地証明の 願いが提出されました。本人の願い出の中に、何年か前に大災害があって、ここに大量の土砂 が入ってしまったと。この大量の土砂が入ってしまった件に関しましては、当時の農業委員の 鈴木ムネヒロさんから確認が取れております。

もう土砂が入ってしまったので、二代前の所有者が、もうどうしようもないので盛土してしまった経緯があります。

現所有者が競売で購入されたんですけれども、いろいろ耕作に関して試してみたんですけれども、やっぱり下にガラが大分入ってしまっていて耕作が難しいということで、まず、自分で植林をしてしまいました。この件に関しまして、非農地証明があると農業委員会に提出されたんですけれども、それは非農地としては認められませんということで、一度否決しております、西郷村農業委員会で。

ところが、法務局のほうに地目変更の願い出が本人がしました。そうしたら、法務局のほうで、こちらの土地を山林ということで認めてしまいました。その後に、我々と県とちょっといろいろ協議をしまして、法務局がそういうふうに認めてしまって、いろいろこの中でももんで、農地台帳から外していいですかということで、今年の4月に総会のほうで皆さんのほうに意見を聞きまして、特に意見がなかったものですから、こちら、本人のほうに、ページで言うと49ページですか、除外するというふうに通知をした次第です。

農地台帳から外れてしまっている、農業委員会が農地として見ていないというか、台帳から除外してしまった土地に関しましては、県ともその後協議したんですけれども、県庁の担い手課のほうから、台帳から外した土地に関しては、農振地域に含めておくことはよろしくないという意見がありまして、いろいろその後も県と協議しまして、今回、産業振興課のほから農業委員会に意見が来たという次第です。

もう実際は、この土地に関しましては、農地ではない判断になっています。じゃ、何で農業 委員会に意見を求められるかというと、農振の除外をするために各関連機関に、農業委員会だ ったり、農協さんであったり、県であったり、意見を産業振興課のほうでしなければならない ので、今回、意見を求められております。事の経緯はそういった形なんですけれども。

○1番農業委員(鈴木) その経緯は分かりました。ただ、そうしたら農業委員会にかける必要がない。農業委員会にこのことを、農地として認めていないのに農業委員会にかける必要が、意味があるのかないのか。

**〇事務局長(鈴木)** そうですよね。そこはもっともだと思います。もう農地ではない判断を しているものに対して、農業委員会に意見を求めてくるのはどうかというご意見だと思うんで すけれども、もっともだと思います。

ただ、先ほど申したとおり、産業振興課のほうで農振除外の手続をするためには、関係機関に意見を求めなければならないというふうに規則で定められておりますので、農地ではないということは分かっていながら、今回意見を求められた次第です。

ですから、鈴木委員おっしゃるとおり、農地でもないのに、うちで恐らく意見も出せないん

じゃないかということで質問されているかと思うんですけれども、我々もちょっと、今回本当 にレアケースで、こういうふうになってしまったケースですので、ただ、産業振興課から求め られていることに対して、議案として上げさせていただきました。

○1番農業委員(鈴木) それは分かりました。

でも、これ、レアケースと言ったけれども、相当な迷惑行為だね。

○事務局長(鈴木) そうですね。県とも、法務局が山林に変えてしまったことに対して、 我々正直、驚きました。県から法務局に、何で変えたんだろうということで我々も疑問を持っ たので、私のほうから直接法務局の担当者に電話をして聞きました。そうしたら、回答が、木 はそんなに密集していない形だったけれども、根っこは定着しているし、山林として認めまし たということだったんですね。

ただ、うちとしては、うちのほうに照会は来るんですけれども、こちらのケースは非農地判断で農業委員会では否決されたケースですと回答しているにもかかわらず、法務局がちょっと変えてしまいまして、本当に、今後こういったことがないように、県と村と連携しながら、ちょっと法務局のほうの対応には注意していきたいなと思っている次第です。

○5番推進委員(安治) 地元の長坂の安治章一と申します。隣接する耕作している水田、この木が山林となった場合、日照権とか、非常に作付に影響が出るんではないかと懸念しております。

以上です。

○事務局長(鈴木) 当然、そういった懸念は考えられます。

ただ、本人のほうから、まだ決定ではないんですけれども、何か太陽光の、結局耕作ができないものですから、恐らくそういった状況なので、木が育っていないんですね、実際あまり。ですので、この後、どういった利活用していくのかあれなんですけれども、ここに木が生えて、周辺の農地に影響するようであれば、それはそれで問題ですので、その辺は注視しながら、農業委員会でも注視はしていきたいと思っております。

○議長(会長) よろしいですか、今の意見。

「「はい」

○議長(会長) ただいま事務局長説明がございました。また、鈴木勝晴委員からも意見がご ざいましたが、この件につきましては、法務局でも、要するに農地として認めないことにしち ゃったんで、これはもう県でもそれを承知の上でやったと思いますよね。我々も一生懸命いろ んな意見を出しましたが、やはりもうこうなった以上は、農地でありませんので、だから、農 業委員会としていたしましては、この議案に関しては、もう今後触れてならないということであります。

よろしいですか、それで。

## [発言する者なし]

- **〇議長(会長)** その他ご意見等ございますか、この議案について。ありませんか。
- **○5番農業委員(小林)** 農業委員の5番小林です。先ほど局長のほうから、今後注視していくというふうなお話しがありました。具体的に注視の方法としては、農業委員あるいは推進委員のほうでパトロールなど、そういった機会を捉えて確認する方法が1つと思いますけれども、経年的に、ちょっとあるかどうかは分かりませんけれども、そういった部分で事務局と連携しながら、現地と対応していかなくちゃならないと思っておりますので、お話しさせていただきました。
- ○事務局長(鈴木) もちろんそういった考えでおりますので、よろしくお願いいたします。○議長(会長) その他ご意見等ございますか。
- **〇10番農業委員(小針)** すみません、農業委員10番の小針です。何かもやっと案件だなという感じがして、局長から説明もあったんですが、今後、同じように農業委員会で否決されたから、じゃ、法務局にというふうにならないように、私たち、具体的にどうしたらいいのかなというのを、何か別の機会でもいいので、話し合ったほうがいいのかなと思いました。
- **〇事務局長(鈴木)** 今回、非常に我々も、ある意味いい勉強になりまして、こういったことが日常的にまかり通っちゃうと、農業委員会の存在意義がなくなっちゃうんですよ。農業委員会で否決された案件ですので、ここは本当に県も驚いていまして、逆に危惧もしています。

ですので、県もそういった考えでおりますので、今後、必ず本人が地目変更の手続をする農地に当たっては、必ず農業委員会のほうに照会が来るんですよ。今回も来ました。そこでは、農業委員会で否決されましたときちんと明記して回答してやったんですけれども、地目変更になってしまったので、そういった案件が出てきた場合、回答するに当たって、きっちりともう法務局の担当に確認をしながら事務のほうを進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(会長) よろしいですか。
- ○9番農業委員(眞舩) 農業委員9番眞舩ですが、ということは、こちらから出した意見に関して、法務局は完全に軽んじたということですよね。
- **〇事務局長(鈴木)** そうです。

○9番農業委員(眞舩) これは、農業委員並びに我々西郷村長から付託されているので西郷村長名とかで、法務局への意見なり抗議なりというのはできないんでしょうか。これ、決定されちゃったので、もうこの件に関しては仕方ないでしょう。だけど、我々の意見が通らなかった、こちらの決定事項が法務局で覆ってしまった、これでは我々は、さっき言いましたけれども、存在意義がないのでという話になりますので、そういうことはできないんでしょうかというだけですね。

**〇事務局長(鈴木)** 今回、もう登記簿上で山林というふうに変わってしまいました。そうすると、いろんな人がもう、誰が見ても、この土地は山林なんだということになっちゃうんですね。本人が、もう山林になったんだから、農業委員会がたがた言うなというと、もう本当に強い効力を持ちますので、なので変わる前にアクションが必要なんだなということは、今回非常に思っております。

ですので、必ず、先ほども説明しましたけれども、農業委員会の事務局のほうに照会が来ますので、それに関してきちんと回答するに当たっては、もう本当に回答もらったら困るということで、その辺は、今後は本当に強く言っていきたいと、対応していきたいと思っております。 〇9番農業委員(真舩) もう変わっちゃったことに関しては仕方ないので、これ、我々の意見が、決定事項が軽んじられたということに関して何か言えないのかなというふうに思ったんですね、事務局に対して。

- **〇事務局長(鈴木)** そうですね、すみません。今となってはちょっと。
- ○9番農業委員(眞舩) ごめんなさい。しつこくなって申し訳ないんですが、覆すということではないです、もう法律上決まっちゃったので。ですけれども、法務局は我々の意見を聞かなくて済むという形になってしまった事案だと思うんですが。
- ○事務局長(鈴木) そうですね。ただ、私が異動してくる前、令和3年度に、農業委員会で 非農地証明を出した案件が、法務局では、そこは非農地ではなくて農地でしょうということで、 逆に覆ったケースも何かあったんですね。

なので、本当に、法務局は法務局で独自の基準があって、現地調査をして判断をしていると 思うんですけれども、その辺もきちんとやっぱり、県も絡めて、もう県も本当にびっくりして います、今回の件は。なので、連携しながら、ちょっと法務局の担当と対話していきたいとは 思っています。

- ○9番農業委員(眞舩) ちなみに、ここは1種農地。
- ○事務局長(鈴木) 農地的には1種になりますね。

- ○9番農業委員(眞舩) ありがとうございます。
- 〇議長(会長) よろしいですか。

その他意見ございますか。

### [発言する者なし]

○議長(会長) それでは、今いろんな意見が出ましたけれども、法務局で覆したと、農地を 農地ではなくて山林に認めちゃったということで、この件は、もう農業委員会としてはタッチ はいたしませんということで、農業委員会のほうでは書類を出してあると思います。当然、今 後こういう事案が起きる前に、やはり我々がもっと委員として、また、推進委員として、地元 の農地等の現況をしっかり見ていく必要があるんじゃないかということを私は今感じておるわ けですが、皆さんもそうだと思います。

どうかそういうことで、この議案第88号に関しましては、もう済んでしまったことなんだと。ただ、一応、村の産業振興課のほうでこういう意見を持ってきたということは、そのいきさつがよく分かっていなかったんじゃないかというふうな思いであります。

そんなわけで、じゃ、この議案に関しましては、よろしいですか。

以上で採決をしたいと思います。

第88号は、もう原案のとおり決定することに賛成する委員の方は挙手を願いたいと思います。

#### 〔賛成者举手〕

○議長(会長) 賛成はいないな。2人。

これね、この議案は、産業振興課のほうで出してきたので、直接農業委員会としての意見は もう出してありますので、ここで改めて議題に出したわけですが、今、事務局長からるる説明 がございましたが、そういうことで、この議案は……

〔「議長、ちょっとよろしいでしょうか」〕

○事務局長(鈴木) 今回の議案は、意見なしで回答していいかという議案なんです。今回、 採決にならないと、意見があるということなんです、農業委員会として。ちょっと、本当に皆 さんに分かりづらい資料になっちゃって申し訳ないんですけれども、先ほど申し上げました、 農業委員会としては、もう農地台帳にない土地なんです、この土地は。なので、農業委員会が 本来はタッチすべき案件じゃないんです。ただ、産業振興課のほうで農振地域から外すのに関 連する機関に意見を。

○9番農業委員(眞舩) 説明してもらわなくてもそれは分かっている。ただ、それを産業振

興課から農業委員会に振ってきたということは、責任逃れを農業委員会に振ってきたのと同じ ことだと思う、結局は。農地にしたところを山林に地目変更したということで。だと思うよ、 私は。

だから、意見を求める、求めないじゃなくて、この地区は農業委員会にかける問題じゃないんだったら、ここの議題に上げる必要はないと思う。産業振興課のほうでやってくれる、だと思う。これは、意見を求めるということは、賛成か反対を求めるだけだったら、反対の人もいるし、賛成の人もいるし、その議論だと思う。

そして、こうなったといういきさつもずっと分かります。それも、事務局としてもすごく嫌な思いでもやもやしていると思います。ただ、ここで全員が賛成と手を挙げて、すらっといくような案件ではないと思います。

だから、それはそれで、また産業振興課なり、法務局、私は法律ちょっと分かんないけれども、どういう書類を持っていけば地目変更になるのか、何ら農業委員会の意見も何も聞かないできる場合もずっとあるのか。この書類が不備なんだったら、それは書類の不備で却下できると思う、たしか。でも、それもできないんであれば、一回決まったことだからできないというんであれば、ここで賛成反対を求めちゃうんではなくて、こういう報告がありましただけで、それでいいんでないの、結局は。

- **〇事務局長(鈴木)** 今回、議案として上げさせていただいたんですけれども、ちょっと。
- ○9番農業委員(眞舩) だから、ここでは議案として上げたら、反対の人もいるし、賛成の人もいると思う。
- **〇2番農業委員(岩鍋)** 2番の岩鍋です。もともとこの案件については、西郷村農業委員会は否決しているわけですよ、前にもちょっと話しして、その後の法務局で認められてやって、なぜまた農業委員会にかけられるのか。農業委員会では否決したというんだもの。それをまた持ってこられても困るわけですよ。
- **〇事務局長(鈴木)** そうですね、もう農地の除外とかではなくなってしまっているので、も う台帳上はない、もう農地じゃない土地なんですよね。
- ○2番農業委員(岩鍋) 農振から外れているわけ。
- ○事務局長(鈴木) 農振からはまだ外れていないんですよ。ただこれ、県と協議しまして、 農地台帳から外した土地を農振地区に入れておくのは好ましくないと、もう本庁の担い手課か ら確認取っています。それに基づいて産業振興課のほうで、だったらば、各機関に意見を聞い て、農振除外の手続を進めましょうということになったと思うんです。それで、当然農業委員

会にもということで、うちはもう台帳も農地じゃないのにとちょっと違和感はあったんですけれども、ただ、担当としては、農業委員会にもということで書類がありましたので、今回総会のほうに……

- **〇2番農業委員(岩鍋)** 案件に入るものじゃないわけだ。農業委員会でそういう手続で終わったわけだ。
- ○事務局長(鈴木) そうなんですよね。だから、農地じゃないものに対してという部分はあります。
- **〇2番農業委員(岩鍋)** それは役場の中で処理すればいいことでしょう。 農業委員会では一旦否決されている。今度、その いろいろ 農業委員会にかける必要性はないと思うよ。
- **〇9番農業委員(眞舩)** つまり事務局としては、農業委員会としては、この件に関して意見を述べる立場にないという書類を出したいわけですよね。
- ○事務局長(鈴木) そのとおりです。
- ○9番農業委員(眞舩) それで、産業振興課はこの経緯を知らないんですよね。
- ○事務局長(鈴木) 情報提供はしています。
- **〇9番農業委員(眞舩)** 情報提供はあっても、書類としては行っていないんだよね。
- ○事務局長(鈴木) そうですね……
- **〇9番農業委員(眞舩)** ですから、それに、立場にないという返信を出すとともに、こういう経緯でしたという書類、参考意見というか、参考資料としてつけて提出するということでいかがでしょうか。
- **○事務局長(鈴木)** ある程度書類のほうは提出しておりまして、それを確認した上で、今回 恐らくまた意見を求めてきたという……
- ○9番農業委員(眞舩) じゃ、この資料が行っていても、そういう……
- **〇事務局長(鈴木)** 意見は求めるという、事務処理上、それが必要だということで。
- ○9番農業委員(眞舩) だから、我々としては、この件に関しては、既にもう意見する立場にないという書類を出すしかないんでしょう。
- ○事務局長(鈴木) そうですね。
- **〇9番農業委員(眞舩)** それについて、賛成してくれるかどうかということですよね。
- **〇事務局長(鈴木)** そうです。農業委員会では、もう農地台帳にない案件なので、意見はも うこの件に関してはないですということを回答しようかと思っております。

- ○9番農業委員(真舩) それに関して、もう一つは、先ほど安治さんが言われたように、経緯を注視していくためには、産業振興課の協力も必要だと思いますので、その辺の意見も同時につけていくという形の返信をするという形で賛成を求めるという形で進めると。
- **〇事務局長(鈴木)** そうですね。当然、産業振興課も関連してくる話だと思うし、農業振興 という意味でも、はい。
- 〇議長(会長) はい。
- **○7番農業委員(島田)** 農業委員7番の島田弘美です。これ、昨年からかなり、私も現地調査に行きましたし、農業委員会の総会でも、マイクロバスで皆さんで見に行ったということもあったり、今お聞きした内容で、結局、法務局に直接行けば済んでしまうのではないかという、そういう事実ができてしまったわけです。だから、やっぱりそういう事実が発生したということがあるので、今後、そういうことがないように、やっぱり何か必要じゃないかなと思うんですけれども。
- ○事務局長(鈴木) もちろん、先ほどから申し上げていますけれども、今回、我々も本当に 事務局として驚いていますし、県も驚いております。

ですので、今後に関しては、必ず農地に関しては照会が事務局のほうに来ます。農転が終わっているのかとか、必要なのかということで、意見を求められるんですけれども、非農地判断で否決されたということで返したんですが、このような件になってしまいましたので、その回答をするときに、法務局のほうでうちの意見はきちんと反映されるのか。どういった基準であなたたちは山林だ、原野だと判断しているのか。今回の、仮に上がってきた件に関して、農地から外れてしまう可能性があるのかとか、回答すると同時に、その辺は確認していきたいと思います。

- **〇7番農業委員(島田)** そうですよね。じゃないと、何かまるで上下関係で通ってしまった ほうが勝ちみたいな形だと、本当に市町村の農業委員会自体の意義、意見というのが全く意味 がなくなっちゃうのかなという、ちょっとそこまで考えてしまったので、ぜひお願いしたいな と思います。
- ○事務局長(鈴木) ありがとうございます。

もう一度説明させていただきます。その上で、もう一度、ちょっと採決のほうをお願いしま して、その意見を産業振興課に投げたいと思います。

今回の件、この土地に関しては、もう農地ではありません。農地台帳から外しております。 登記簿も山林となっております。 ですので、農業委員会としては、何らタッチする権限がない案件なんですけれども、産業振興課のほうから農業委員会に意見を求められております、農地はないので。それを分かった上で、産業振興課も事務手続に沿って照会をかけてきました。

それをないがしろに我々はすることができませんので、今回、総会に上げさせていただいたんですけれども、採決の内容としては、農業委員会としては、もう何ら、農地でもない、台帳にもない案件なので意見はありませんという回答をしてよろしいかどうかの採決を、ぜひお願いしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(会長) 今、事務局長の答弁にあったように、これについては、もう農業委員会としては何らタッチしないと。それでよろしいか、よろしくないかという意見を求めているということでありますので、どうですか、委員の皆さん。この案件はこれで終わりといたしますか。 賛成ですか。

**○事務局長(鈴木)** ちょっと内容的に議案でなく協議の内容になってしまっているんですけれども、もう一度意見いただければと思いますので。

逆に今回、皆さんに了承いただけないと、意見ありということで回答しなければならなくて、 意見、じゃ、どういった意見があったのかということになってしまいまして、事務局としては、 非常に苦しいと言いますか、どう回答していいか難しい形になってしまいますので、ぜひよろ しくお願いいたします。

- ○9番農業委員(眞舩) 取りあえず、回答なしで賛成ということで。
- **〇事務局長(鈴木)** ありがとうございます。皆さんは。
- **〇7番農業委員(島田)** 今お話しがあった内容を添えて出してくれたらということなので。
- ○9番推進委員(藤井) 推進委員の藤井ですが、先ほどから何回も皆さん言われているとおりに、これは去年あたりから何度も意見として上がってきていて、皆さん先ほど言われたとおりに、現地調査にも行って、これは駄目だよねという案件で、戻しますということで、何度か多分事務局のほうでは戻していると思うんですけれども、もう今になっては、この話を聞くと、もうどうしようもないので、ここで農業委員会としての以前の意見があったことを書き添えて、農業委員会としては反対でしたが、ここにきてこういうふうな状態で、法務局のほうからこういうような地目で来ているという案件になってしまったので、今後、それは賛成するしかないみたいな意見書を取りあえず添えて、農業委員会としては、以前から否決されたものだったのでということを取りあえず書き添えて、皆さん農業委員会の人たちに理解していただいて、賛成という感じで持っていくしかないのかなと思うんですけれども。

○事務局長(鈴木) ありがとうございます。

除外することが、もう本当は県のほうでも農振地区から外すことが好ましいという回答を得ておりますので、うちのほうで、そのことに対して異議はありませんという、もう農地ではないので、本来は農業委員会はタッチしなくてもいい案件なんですけれども、そういったことで、特にも意見はないということでの回答をさせていただければなと思うんですけれども、皆さんの意見を。ただそこで、もしそれが、いや、それでは反対だということであれば、どういった形で今回産業振興課に回答をすればよろしいかというふうにご教示いただければなんても思うんですけれども。

- **〇2番農業委員(岩鍋)** だければ、もう結論は出ちゃったんだから、意見ないということで 進めるしかない。ここで意見が出たって……
- ○事務局長(鈴木) そうですね。
- ○2番農業委員(岩鍋) 法務局で決めた時点で だから……、西郷村農業委員会が何だかんだ言っても、もうおしまいなんだから。だけど、これは、これからも上下関係が出てきて、だから、そういうことで、自分は持っていけば、もう敵はどうにでもなるだろうという結果があると思うんですよ。だから、今後絶対ないとは言い切れないわけですね。だから、そこはきちんとしておかないと、どこが権限が一番あれなのか、法務局なのか、県でするのか、その辺をもう少し決めておかないと、事務局が言う、これからちゃんと見ていきますと言ったって、そういうところは真っすぐいって、じゃ、それが100%、それが村にまたそういうことできているかという確認なんかできないわけですよ、実質的に。だから、そこをやっぱり、どこが一番権限、権限というか許可を下ろすべきところなのかなと。法務局なのか、県なのか、西郷村農業委員会、その辺をきちんとして、そういう でやっていかないと、また問題出てくる。○事務局長(鈴木) そうですね。農業委員会の皆さんの意見というのは、本当に大事なものなんです。

その意見を、事務局は今後に関しましては、法務局にきちんと伝えて、法務局がもう変えて しまっては遅いんですね。正直、我々も非農地判断を出したときに、この方が法務局にまさか 地目の変更の手続をしているとは想像つかなかったんですよ。

**〇2番農業委員(岩鍋)** 悪いんだが、その辺勉強していて、この現地見たりいろいろやっていて、農業の。そのときに私なんかもですが、あれは必ず農地から外れるようになるよという情報も入っていたわけですよ。だから、その辺をやっぱり向こうも、そういう農業委員なんで、手続をどうすればいいのかというのが分かっていたと思うんだけれども。

○事務局長(鈴木) いや、本当に私、昨年度、私の勉強不足もあり、力不足もあり、本当に皆さんの期待を裏切ってしまう形、こんな形になってしまって、本当に申し訳なかったです。

ただ、本当に、今回そういう意味では非常に勉強になりましたので、今後、本当に皆さんと 一緒になって西郷村の農地を守るという観点に立って頑張っていきたいと思いますので、ご理 解のほどをよろしくお願いいたします。

- ○9番農業委員(眞舩) 条件付で賛成します。
- ○事務局長(鈴木) 条件と言いますと。
- ○9番農業委員(眞舩) これ、上と下に田んぼ持っている人もいるでしょう。
- 〇事務局長(鈴木) はい。
- ○9番農業委員(眞舩) この人たちに迷惑かからないようであればオーケーです。水利関係 や草刈りだって、草刈りしなかったら、水はたまるし、止まるし、災害のとき水は流れないし、 そういうふうなちゃんと管理ができるんであれば、上下の人に迷惑かからないように考えてく れるんであれば、賛成をします。ただ、これで終わっちゃったんでは、何とも。
- **〇事務局長(鈴木)** その辺は意見の中で、産業振興課のほうに、農業委員会でそういった意見があったと。周辺の農地の影響をちょっと心配している声があったということで、その辺は回答はしていきたいと思いますので。

ただ、現実的に、あそこを自分で植栽して、こんな小っちゃいのが生えていますけれども、 あれが大木になる、もう本当に下はガラみたいなので、それは間違いないみたいなので、そう いう現実的にはない。今後何かやりたいのかなとは思うんですけれども、山林として活用して いくんではなくてと思います。そこら辺はちょっと何とも言えませんけれども。

- ○9番農業委員(眞舩) 水利が、下のほうに田んぼあるから、ちゃんと水が流れるように、 排水のほうも水が流れるようにちゃんとしてくれればいいんだけれども。
- **○事務局長(鈴木)** 仮にこちらの土地に関して、開発行為であったり、宅地分譲とか、太陽 光であったときには、各役場のほうに申請が上がったりするんですけれども、必ず意見を求め られます。そのときに、他の農地に影響がないようにすることというのは、我々は事務局とし ては必ず回答できる立場にありますので、その辺はきちんと注視しながら、もし上がってきた らですよ、対応はしていきたいと思います。

#### **〇議長(会長)** 委員。

**○ 番** ( ) マイクはいいですけれども、ちょっと皆さん煮詰まった話しの中ではあれですが、会社のほうから急に電話が入りまして、仕事に関してだったので、ここで退室し

てもよろしいでしょうか。

○事務局長(鈴木) 大丈夫です。退室していただいて結構ですので、ちょっと配付物ありますので、お忘れ物ないようにだけ、すみません、長々と。ありがとうございました。

## 〔 番委員退室〕

○議長(会長) 農業委員会として産業振興課に出す意見として、事務局長に一任して出して もらうということでよろしいでしょうか。

#### [賛成者举手]

○議長(会長) 意見多数でありますので、ありがとうございます。

じゃ、この案件については、以上で終わります。

○議長(会長) では、議案第89号「西郷村農業振興地域整備計画の変更について」を議題 といたします。

事務局の説明を願います。

- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にご意見等ございますか。ありませんか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長(会長) それでは、採決いたします。

議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(会長) 委員全員賛成でありますので、議案第89号は原案のとおり決定いたしました。

大変にありがとうございました。

5 報 告

- ○議長(会長) 次、報告事項について、事務局お願いします。
- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの報告事項についてご意見のある方は挙手を願います。 特に発言ありませんか。

#### [発言する者なし]

○議長(会長) それでは、特に発言がないようなので、この案件は以上といたします。

○議長(会長) 次に、報告第15号「5条許可の条件を履行したことの証明書発行について」 を、事務局の説明を願います。

- 〇事務局( ) (別紙議案書により説明)
- ○議長(会長) ただいまの報告事項に発言のある方は挙手をお願いいたします。特にありませんか。

#### [発言する者なし]

○議長(会長) それでは、特に発言がないようでありますので、この案件は以上で終わります。

## 6 協議事項

○議長(会長) 次に、協議事項はありますか。

[「なし」]

#### 7 その他

○議長(会長) それでは、その他の事項に入ります。

事務局よりの説明を願います。

○事務局長(鈴木) すみません。その他事項、今回かなりボリュームがありまして、別冊で 資料のほうを用意させていただいております。令和5年定例総会11月15日開催、その他事項 での説明項目等という資料でございます。ご覧ください。

まず、1番目から説明させていただきます。

①番、担当区域図の配付及び説明ですが、添付資料ご覧ください。A3のものです。

大変遅くなりました。申し訳ございませんでしたが、皆様の担当していただく区域図が出来 上がりましたので、お配りさせていただきます。

2枚目ご覧ください。

基本的には、「字」で区切っておりまして、こちらの1枚目の区域図に、令和6年度農地利用状況調査と書かれておりますが、今年度からこの区域図を基に農地パトロールなどを行っていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

なお、来年の農地利用状況調査は、この区域で皆様にお願いする予定になっております。よ るしくお願いいたします。

次、②番へ行きます。

地域化策定のための地域懇談会の開催についてでございます。

皆様ご存じの方も多いと思いますけれども、村の産業振興課のほうで、令和6年度末までに 農地の10年後の姿を見据えた地域計画を策定することになっております。これ、西郷村だけ じゃなくて、全国の自治体で作成するものになっておりまして、皆様のほうにも産業振興課か らアンケート送られてきたと思います、10年後どうしますかということですね。その計画策 定の中で、農業委員会は目標地図の素案を作るようになります。目標地図というのは、10年 後の姿を見据えまして、誰が耕作していくか、農地をどうしていくかというのを明記した地図 になります。

今後の流れとしましては、来年、令和6年の1月末から2月に、村内各地区で地域懇談会を 開催する予定になっております。こちら、主担当は産業振興課のほうになりますけれども、 我々もタッチします。委員の皆様にもそちらにご参加いただくようになりますので、よろしく お願いいたします。

さらに、最終的には、令和6年度に委員の皆様には、訪問する必要がある農家さん、アンケートが返ってこないとか、懇談会にも出ないという農家さんには、ちょっと回ってもらって意向調査、意向の聞き取りなんかを行っていただくようにしたいなとも考えております。現在、まだ詳細のほうは決まっておりませんので、今後、皆様にはその都度説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ③番でございます。

新春村民のつどいの開催、令和6年1月13日土曜日午後5時から、3,000円とありまして、 こちらコロナ禍前は村民新年会、ご参加された方もいらっしゃるかとは思いますけれども、開 催しておりましたが、今回から「村民つどい」という形で開催することになりました。主担当は村の総務課でございます。日時は上にあるとおり、令和6年1月13日土曜日午後5時からで、場所はグランドエクシブ那須白河で、会費3,000円で立食形式になるようです。

こちらに関しまして、後日、総務課のほうから皆様へ案内のチラシが届くかと思います。当日は、事務局長、私ですね、参加いたしますので、ぜひ皆さん、多くのご参加お待ちしております。

続きまして、4番でございます。

農地改良(客土等)届取扱い要綱資料配付とありまして、遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。今回、議案にも上がっておりました農地改良(客土)届でございますが、取扱い要綱を添付しておりますので、今後皆様の活動の参考としていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆様のお手元のほうに配付させていただいております、タブレット端末導入のための研修会の開催についてというところでお知らせいたします。

こちらは、今後導入予定しておりますタブレット端末について、まずは、タブレットの基本的な使い方についての研修会を開催する予定となっております。日時については、12月20日水曜日、午後14時から大体1時間から2時間程度を予定しております。場所については、文化センター2階第1研修室、内容については、アカウントの設定であったり、メール、ズーム、地図アプリの利用方法等々の基礎的な、基本的な利用の仕方を皆様に研修等をさせていただきたいと思いますので、参加希望の方、興味のある方に関しましては、11月24日までに事務局までご連絡をいただけると幸いでございます。

ただ、こちら14台しかございませんので、できるだけ多くの方にご参加いただきたいんですけれども、参加人数によっては、1台を複数名で使用していただく可能性があることをあらかじめご了承いただければと思います。

では、続きまして、6番です。

委員報酬について、8月から11月分の委員報酬を今月お支払いいたしますので、皆様各自で振込みのほうをご確認いただければと思います。月末ぐらいには振り込まれるのではないかと思われます。

そして、7番、防寒着の配付について。

皆様の机上のほうに防寒着のほうをご用意させていただきました。こちら、今後の活動にぜ ひご活用いただければと思います。 続いて、8番、農地利用意向調査について。

令和5年度農地利用状況調査の結果をもって、遊休農地となった所有者の方を対象に、今後 どうしていくのかというところで意向調査、アンケートを発送する予定となっております。発 送の予定は11月24日、回答期限は12月16日までとなっております。

皆様のほうに、地元の農業者の方から何かお問合せがあるかもしれませんので、その際は、 とにかく難しいことは考えずに、意向を回答することが大事だとお伝えいただければと思いま す。発送する世帯については、大体100世帯となっております。

続いて、9番、活動記録簿について。

皆様の机の上に、今月11月総会分の活動記録簿をご用意いたしました。右上にいつもどおりお名前をお書きになって、お帰りの際はそのまま残しておいていただければと思います。

また、前月分までの活動記録簿のほうをお持ちの方がらっしゃいましたら、事務局のほうまでご提出いただければと思います。今後とも活動記録簿の作成にご協力をお願いいたします。

では、最後に、農業者年金加入促進のための販促物についてご説明いたします。

お手元に袋詰めされたA4サイズの積立年金何とかかんとかと書かれているものがございますが、こちらは農業者年金機構のほうから、年金加入促進のために使ってくださいということでご提供いただきました。もし皆様の周りに農業者年金に興味のおありの方がいらっしゃいましたら、ぜひこちらを使って促進活動のほうをしていただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長(会長) 以上、長時間にわたり皆様のご審議等ありがとうございました。ただいまの 説明に、また発言があれば。よろしいですか。

岩鍋さん。

- **〇2番農業委員(岩鍋)** タブレットというのは、これなんだけれども、14台しかないというんだけれども、これだと調査なんかやるんだね。
- 〇事務局長(鈴木) はい。
- **〇2番農業委員(岩鍋)** そうすると、14台だけでは間に合わない。何で。
- **○事務局長(鈴木)** 14台しかない理由は、全国自治体のどこでも、農業委員、推進委員の 半分しか補助でもらえなかったんです。どこの自治体も半分しかないんです。なので、国の考 えとしては、2人ペアでということになるんですけれども、ただ、やっぱり電波が必要になる ので、地区によっては電波が届かないところなんていうのは、やっぱり紙で基本的にやってい ただくようになっちゃうかもしれませんので、すみません、全員分を村の単独費で買う予算が

今ありませんので、行く行くは全員分そろえるのが理想なんですけれども、現在は14台しかありませんので、ご理解いただければと思います。

- ○議長(会長) よろしいですか、岩鍋さん。
- **〇2番農業委員(岩鍋)** 調査するのに、ここが電波張っていないとか、だったらここをきちっと明確にしておいて、電波が入る人だけに渡るという。
- ○事務局長(鈴木) そうですね。
- **〇2番農業委員(岩鍋)** 単費とかで別途 買ってさ……
- ○事務局長(鈴木) 国からはソフトバンクの回線を使えということで指示があったんですけれども、ソフトバンクだともう全然入らないので、我々もいろいろ調べまして、auだ、ドコモだ。今回、西郷村に関しては、ドコモの回線を使っておりますので、ソフトバンクよりは広がるとは思います。
- 〇議長(会長) 眞舩委員。
- **〇9番農業委員(眞舩)** すみません、眞舩です。ここにあるアカウントとメールというのは、 農業委員会用のものを提供されるんでしょうか。
- ○事務局長(鈴木) そのとおりです。
- ○9番農業委員(眞舩) ありがとうございます。
- ○5番農業委員(小林) すみません、小林ですけれども、確認ですけれども、①の担当区の配付、説明というふうな部分で資料を頂きまして、担当区変わる方もいらっしゃるし、私も変わります。それで、この図面の中で、今後、今日からというイメージで確認をするというふうなことでしょうかというのと、あと、境界ちょっと分かりづらい部分もありますが、どのような方法でやればいいのでしょうか。
- **○事務局長(鈴木)** まず、今日から、もう既にご自分の農地がある近くの農地パトロールで やっている方々たくさんいらっしゃいますけれども、基本的には、今後はこちらの区域内の農 地パトロールなどを行っていただければと思います。

ただ、A4サイズで、本当に境界の分かりづらい、字名は書いてあるけれども、詳細は分かりづらいとなっておりますが、その辺は、ある程度、農地利用状況調査のときには、各地区大きくした図面で分かりやすくやりますので、今回はこちらでちょっと勘弁していただければと思います。

○5番農業委員(小林) 了解しました。ありがとうございました。

## 8 閉会の宣告

- ○議長(会長) それでは、長時間にわたりありがとうございました。議長の座をこの場で下ろさせていただきます。ありがとうございました。
- **〇事務局**( ) 長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、西郷村農業委員会第11回定例総会を閉じます。 ありがとうございました。

午後 3時00分閉会